（調停の成立及び効力に関する経過措置）

第三百五十五条　改正後条約実施法第百四十五条第三項の規定は、施行日以後に開始される家事調停事件（施行日前にされた子の返還に関する事件の申立てについて施行日以後にその申立てに係る事件が家事調停に付される家事調停事件を除く。）における調停の成立及び効力について適用し、施行日前に開始された家事調停事件（施行日前にされた子の返還に関する事件の申立てについて施行日以後にその申立てに係る事件が家事調停に付される家事調停事件を含む。）における調停の成立及び効力については、なお従前の例による。

第三十一章　消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正等

第一節　消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正

第三百五十六条　消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条の二」を「第五十五条」に改める。

第十九条第二項後段を削る。

第二十一条中「記載した決定書」を「記録した電子決定書（第五十三条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。第四十七条において同じ。）」に改める。

第三十一条第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削り、同条第三項中「書面」の下に「又は電磁的方法であって内閣府令で定めるもの」を加える。

第四十三条第二項後段を削る。

第四十四条の見出しを「（電子届出消費者表の作成等）」に改め、同条第一項中「届出消費者表」を「最高裁判所規則で定めるところにより、電子届出消費者表（届出債権の内容、次条第一項の認否の内容及び第四十六条第一項の認否を争う旨の申出の有無を明らかにするとともに、確定した届出債権に関する事項を明らかにするために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「届出消費者表」を「電子届出消費者表」に、「記載しなければ」を「記録しなければ」に改め、同条第三項中「届出消費者表の記載」を「電子届出消費者表（前項の規定によりファイルに記録されたものに限る。以下同じ。）の記録」に改め、「その記載を」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　裁判所書記官は、第一項の規定により電子届出消費者表を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録しなければならない。

第四十四条に次の二項を加える。

5　前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。

6　民事訴訟法第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定は、第四項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。

第四十五条第四項中「裁判所書記官は」の下に「、最高裁判所規則で定めるところにより」を加え、「届出消費者表に記載しなければ」を「電子届出消費者表に記録しなければ」に改め、同条第五項中「届出消費者表の記載」を「電子届出消費者表の記録」に改める。

第四十六条第四項中「裁判所書記官は」の下に「、最高裁判所規則で定めるところにより」を加え、「届出消費者表に記載しなければ」を「電子届出消費者表に記録しなければ」に改める。

第四十七条第三項中「記載した決定書」を「記録した電子決定書」に改め、同条第五項中「決定書」を「電子決定書（第五十三条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項第一号において同じ。）」に改め、同条に次の一項を加える。

6　前項の規定による送達は、次の各号に掲げる方法のいずれかによってする。

一　電子決定書に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子決定書に記録されている事項と同一であることを証明したものの送達

二　第五十三条において準用する民事訴訟法第百九条の二の規定による送達

第四十九条第七項後段を削る。

第五十条第二項中「届出消費者表の記載」を「電子届出消費者表の記録」に改める。

第五十一条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第五項中「（第七十一条第二項（同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の申立ては、簡易確定手続に係る事件が終了した日から十年以内にしなければならない。

第五十二条第三項中「、第七十一条第二項（同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の申立ては、簡易確定手続に係る事件が終了した日（第五十六条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合には、異議後の訴訟が終了した日）から十年以内にしなければならない。

第五十三条中「、第八十七条の二」を削り、「第九十一条の二第一項」に、「第十項」を「第八項」に改め、「、第九十四条、第百条第二項、第四節第三款、第百十一条」を削り、「第百十八条を除く。）」の下に「及び第七章（第百三十二条の十二第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第百三十二条の十三（第二号から第四号までに係る部分に限る。）を除く。）」を加え、「第百五十一条第三項」、「、第百六十条第二項」及び「第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二並びに」を削り、「第二百五十三条から第二百五十五条まで」を「第二百五十三条第一項、第二百五十四条、第二百五十五条」に、「、第二百六十六条及び第二百六十七条第二項」を「及び第二百六十六条」に、「第四百三条第一項第二号」を「第四百三条第一項（第二号」に改め、「第六号まで」の下に「に係る部分に限る。）」を加え、同条後段を削る。

第五十四条中「簡易確定手続に係る事件の記録」を「非電磁的事件記録（簡易確定手続に係る事件の記録中次項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　簡易確定手続の当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録（簡易確定手続に係る事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。）に記録された事項の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

第五十四条の二を削る。

第五十五条第一項中「送達」を「書類の送達」に改め、同条第二項を削る。

第五十五条の二を削る。

第八十条第二項中「書面により」を削る。

第九十二条第四項中「した旨を書面により」を「した旨を」に改める。

第九十三条第七項中「書面により」を削る。

別表を削る。